

第6章 公営住宅の役割と供給

- 1 公営住宅の役割
- 2 公営住宅の供給の目標量

第6章 公営住宅の役割と供給

1 公営住宅の役割

公営住宅は、道民の住生活の安定確保と向上を図るため、住宅セーフティネットの一翼を担うべく、市町村や事業者との連携の下、必要性と地域課題を把握し、的確に供給していきます。

(1) 住宅セーフティネットにおける公営住宅の役割

戦後復興期における住宅ストックの量的不足の解消に向け創設された公営住宅制度は、住宅需要に対応するため多くの公営住宅が建設され、道民の住生活の安定に大きな役割を果たしてきました。

その後、住宅ストックの充足とともに、人口・世帯数の減少、少子高齢化の進行、所得水準の低下等、社会経済情勢の大きな変化により、低額所得者に加えて、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等、多様化した住宅確保要配慮者に対応すべく、民間賃貸住宅の活用を図ったセーフティネット住宅や、高齢者の見守りのサービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅等といった、住生活の安定確保と向上に重点を置いた住宅政策へと変化してきました。

このような状況の中、公営住宅は、真に住宅に困窮する低額所得者に対して、より公平かつ的確に供給されるよう、制度の充実が進められてきました。

これらを踏まえ、すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活の実現のため、今後とも住宅セーフティネットの一翼を担うべく、公営住宅の必要性を検討した上で、的確に供給していきます。

また、公営住宅は、様々な社会的役割を有していることから、地域課題を把握した上で、地域の特性に応じた施策の推進とともに、住生活の安定確保と向上を図ります。

(2) 市町村営住宅と道営住宅の役割

公営住宅の供給は、住民生活に密接に関わるものであることから、地域に最も身近な自治体である市町村が地域の住宅事情等にきめ細かく対応しながら主体的に進め、道は市町村と連携し、市町村の補完的な役割として、的確な供給を図るとともに、市町村のモデルとなる道営住宅を整備します。

また、災害発生時等の非日常生活時には、市町村との連携の下、応急仮設住宅として活用する役割のほか、災害公営住宅等の供給に向け、連携を強化します。



2 公営住宅の供給の目標量

公営住宅の供給は、全国計画に即して、次のとおり目標量を定め、的確な供給を進めます。

(1) 目標量の考え方

公営住宅の供給の目標量の設定にあたっては、全国計画の考え方に基づき、居住の安定確保を図るべき世帯（以下、「要支援世帯※」という。）の把握や、住宅ストックの状況等を勘案し、計画期間内における供給の目標量を設定します。

※【要支援世帯】

市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯

(2) 要支援世帯数の把握

借家（公営住宅を除く）に居住する世帯のうち、収入、住宅水準、家賃負担等の住宅事情を分析し、計画期間（10年間）の要支援世帯数を推計します。

また、既存公営住宅の建替え等により転居する世帯についても、住宅確保の支援が必要となることから、要支援世帯数に算入します。

(3) 公営住宅の供給の目標量の設定

要支援世帯が入居可能となる次の住宅ストックのうち、公営住宅の供給の目標量を設定します。

【公営住宅の供給】

既存公営住宅の空き家募集や、建設等（買取・借上げを含む）による新規募集、建替え等による再入居戸数

【公営住宅以外の住宅の活用】

公営住宅の供給を補完する公営住宅以外の公的賃貸住宅※や、サービス付き高齢者向け住宅・セーフティネット住宅の活用を図る戸数

※【公営住宅以外の公的賃貸住宅】

地域優良賃貸住宅、市町村が供給する独自の賃貸住宅、改良住宅、（独）都市再生機構賃貸住宅等

	10年間合計 (令和3年度～令和12年度)
計画期間における 公営住宅の供給の目標量	81,000戸

令和3年度～令和12年度における公営住宅の供給の目標量

